

大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準の特例

経営悪化により継続して運営することが困難となった私立専修学校について、設置者を変更することにより運営の安定性及び継続性が向上し、学校運営の適正化が図られると見込まれる場合における新たに設置者となろうとするものが申請する学校法人の設立に係る寄附行為の認可の審査に限り、「大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準」にいう「別に定める各学校の設置認可に関する審査基準」である「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」第1の7(1)イ、エ及びオの規定は、それぞれ次のように読み替えるものとする。

イ 従前から当該建物が負担附（担保に供せられている等）である場合には、当該建物を校舎として引き続き使用できることが確実と認められること。

エ 従前から当該建物の一部を併置施設が使用する場合には、当該併置施設は専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。

オ 1年間の経常的経費の額及び修業年限に相当する期間の収支差額の合計額以上の資産を現金（当座預金、普通預金等その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。）又は容易に換価できるもので保有していること。

附則

この基準は、平成21年3月27日から施行する。